

平成 31 年 1 月 11 日

農林水産省

消費・安全局

平成 30 年度第 2 回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会の概要について

農林水産省は、平成 30 年 12 月 19 日（水曜日）に、平成 30 年度 第 2 回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会（以下「OIE 連絡協議会」という。）を農林水産省第 2 特別会議室で開催しました。今回は、平成 30 年 9 月に開催された OIE コード委員会の報告書で提示された OIE コード改正・新設案を中心に意見交換を行いました。意見交換の概要は以下のとおりです。

意見交換の概要

1. 動物衛生サーベイランスについて

- ・ OIE 連絡協議会に出席したメンバー（以下「メンバー」という。）から、サーベイランスシステム（第 1.4.3 条）について、データの品質の正当性について質問がありました。これについて事務局から、具体的な規定を照会したいと回答しました。
- ・ メンバーから、抗菌剤の使用を減らしワクチンを使用するということは、疾病の予防対策につながるのか質問がありました。これについて事務局から、疾病を予防するためにワクチンを使用するのは国際的にも認められており、日本でも実施していること及び抗菌剤の使用を減らしていくという国際的な動きがある中で、疾病の予防目的でワクチンを使用するのは非常に有効な手段であると回答しました。
- ・ メンバーから、疾病又は感染の清浄性のためのサーベイランス（第 1.4.6 条）のうち歴史的清浄について、「少なくとも 10 年間」や「少なくとも 25 年間」と示されている数字の根拠について質問がありました。これについて事務局から、根拠を照会したいと回答しました。

2. アフリカ豚コレラについて

- ・ メンバーから、東欧におけるアフリカ豚コレラ（ASF）の状況を踏まえると、野生いのししにおけるアフリカ豚コレラの感染が確認された場合の農場における、バイオセキュリティを確実に実施することの重要性についてコメントがありました。
- ・ メンバーから、国、地域又はコンパートメントの ASF ステータスの決定のための一般基準（第 15.1.2 条）のうち野生いのししと飼養豚の適切な分離について、バイオセキュリティだけで適切な分離ができるのか、ゾーニングでバッファゾーンを設けるなどの手法もあるのではないかと意見がありました。これについて事務局から、コメントを提出したいと回答しました。

3. 豚コレラについて

- ・メンバーから、残飯中の豚コレラウイルスの不活化方法（第15.2.22条）について、不活化が確実に実施されているかを確認する必要性についてコメントがありました。

4. 鳥インフルエンザ

- ・メンバーから、総則（第10.4.1条）に関し、家きんの定義から裏庭養鶏が除外されることについて懸念が示され、家きんの定義から裏庭養鶏を除外されるのであれば、国内の養鶏産業の構造を正確に把握していることが必要であり、慎重に検討する必要があるとの事務局の見解に賛同が示されました。
- ・メンバーから、ワクチン接種の国際的な位置づけに関する議論に注視していく必要との事務局の見解に賛同が示されました。
- ・メンバーから、裏庭養鶏がサーベイランスの対象にならないことへの懸念が示されました。これについて事務局から、懸念をコメントとして提出すると回答しました。
- ・メンバーから、低病原性鳥インフルエンザの高病原性鳥インフルエンザへの変異リスクを踏まえると、低病原性の緊急通報は維持すべきと強く主張して欲しいとのコメントがあり、事務局からコメントを提出すると回答しました。
- ・メンバーから、経済性を優先した改正案に見えるとのコメントがありました。これについて事務局から、科学的な議論が尽くされていないものについては、しっかりコメントしていくと回答しました。

5. 狂犬病

- ・メンバーから、狂犬病撲滅の世界的な動きがある中、日本として狂犬病の対応方針を示して欲しいとのコメントがありました。これについて事務局から、見解を示せるよう、関係省庁と連携していきたいと回答しました。

6. アニマルウェルフェアと採卵鶏システム

- ・メンバーから、営巢の区域（第7.Z.12条）と止まり木（第7.Z.13条）について、汚卵やヒビ卵が増えるなどもあり、卵を生食する日本では特に食の安全性の観点も重要。鶏卵生産では、安全・安価・安定供給が重要であり、国際基準では、国・地域の気候、風土、経済性に配慮されるべきであり、疾病等の発生や抗生剤等の飼養の抑制という観点からも現場で受け入れられるようなものであるべきとのコメントがありました。これについて事務局から、必要な科学的データを収集し、それを踏まえてコメントを提出したいと回答しました。
- ・メンバーから、営巢の区域と止まり木について、世界の大半は従来型ケージが多く、アニマルウェルフェアへの理解や対応が進んでいない中で、国際基準で「設置すべき」と表現するのは時期尚早であるとのコメントがありました。

- メンバーから、砂浴びの区域（第 7. Z. 10 条）について、「砂浴び場を設置すべき」と修正すべきとのコメントがありました。これについて事務局から、「設置すべき」と修正を行うのは、砂浴び場に敷料を設置することにより呼吸器疾患が増加するとの指摘もあり、動物衛生、労働安全上も問題があると考えていると回答しました。
- メンバーから、OIE が目指すアニマルウェルフェアは、動物一頭、一羽の生来持っている行動様式の発現を目的としており、動物衛生や食品安全の対策とは異なること、欧米ではアニマルウェルフェアに配慮した食品がビジネスになっており、消費者側からアニマルウェルフェアが牽引されていることについてコメントがありました。
- メンバーから、アニマルウェルフェアについて取り組まなかった場合、どのような影響があるのか分かりにくいとのコメントがありました。
- メンバーから、命や健康が重要視される時代だからこそ、アニマルウェルフェアは消費者にとって関心の高い問題であるとのコメントがありました。
- 事務局から、OIE コードに強制力はないが、策定されれば、それを踏まえ（公社）畜産技術協会が「アニマルウェルフェアに対応した飼養管理指針」を改定し、それを基に普及・指導していく。また、アニマルウェルフェアは 182 の OIE 加盟国・地域において実行可能性のあるものとすべきであり、消費者の食べ物への影響、変化を伴うため、関連するステークホルダーの意見も重要である。アジア地域の情報も収集し、各地域の実態に配慮しながら努力規定とするのか、よく見極めた上で、コメントを提出したいとコメントしました。

7. その他の主な質疑応答

- メンバーから、国として正しい情報をどのように伝えるのかは重要なことであるとコメントがありました。これについて事務局から、科学的根拠を考慮しつつ、関係部局が連携し、消費者に正確な情報をわかりやすく発信していきたいと回答しました。

(以上)